

岩手県最低賃金改正

令和3年10月2日から

時間額 **821円** に改正されます。
(改正前より28円アップ)
使用者も、労働者も必ずチェック！最低賃金！！

- ◆岩手県最低賃金は、岩手県内で働くすべての労働者に適用されます。
(パート、アルバイトの方を含む)
- ◆製造業と小売業の一部には、特定(産業別)最低賃金が定められています。
- ◆詳しくは、岩手労働局ホームページ(<https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/>)をご確認ください。

賃金引上げに関する助成金のご案内

【業務改善助成金】

設備投資により生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

- ◆対象者(事業場)
 - ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
 - ・事業場規模100人以下
- ◆支給要件等
 - ・賃金引上げ計画を策定し、事業場内最低賃金を一定額(20円以上)引上げ
 - ・生産性向上に役立つ機器・設備等の導入(機械設備、コンサルティング導入、人材育成など)
- ◆助成率等
 - ・助成率 : 4/5~9/10
(助成上限額600万円)
- ◆申請期限
 - 令和4年1月31日
- ◆相談窓口
 - 業務改善助成金コールセンター
[TEL:03-6388-6155](tel:03-6388-6155)
- ◆申請窓口
 - 岩手労働局雇用環境・均等室
TEL:019-604-3010

【雇用調整助成金等(特例)】

雇用調整助成金等の業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3ヶ月間の休業については、休業規模要件(1/40以上)を問わず支給対象となります。

- ◆対象となる要件
 - ①業況特例または地域特例の対象となる中小企業(解雇等を行っていない場合に限る)であること。
 - ②事業場内最低賃金を、令和3年7月16日以降、同年12月までの間に、30円以上引き上げること。
- ◆助成率等
 - ・助成率 : 10/10
 - ・上限日額 : 15,000円
- ◆申請期限
 - 判定基礎機関の末日の翌日から2ヶ月以内
- ◆相談窓口
 - 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター
TEL:0120-60-3999